

6 福祉障地第 1 0 6 8 号
令和 7 年 1 月 8 日

各区市町村 障害福祉主管部長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
加藤 みほ
(公印省略)

令和 7 年度地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定等について（通知）

日頃から東京都の障害福祉施策に御理解御協力をいただき、ありがとうございます。

令和 6 年度より、地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入が図られ、都道府県が行う指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害児通所支援事業者の指定に当たり、区市町村が意見を申し出ることができることとされたところです。

意見の申出に当たっては、あらかじめ、都道府県に対しその旨を通知するよう求めることとされています。

つきましては、令和 7 年度事業者指定に係る通知の求めについて、下記のとおり取り扱いますので、御確認の上、提出期限までに提出いただきますようお願いします。

記

1 事業者指定に係る通知の求めについて

(1) 対象となる指定

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 2 4 日（金曜日）

(3) 提出方法

別紙 1「障害福祉サービス等事業所の指定に係る通知の求め」を東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課総合支援担当（Sl140702@section.metro.tokyo.jp）宛に電子メールにて提出願います。

(4) 更新に係る通知

障害福祉サービス等事業者の経営への予見可能性及びサービスの質を担保する観点から、個別事案ごとの調整とさせていただきます。個別の事業者について更新に係る通知を求める場合は、都の各事業者指定所管に御相談願います。

2 指定申請前の事前相談について

都は、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）以外の障害福祉サービス等の指定申請を予定している事業者に対して、都への指定申請前に運営方針、職員体制、利用予定者数等について区市町村と事前相談を行うことを求めていましたが、本仕組みの導入に伴い、令和6年度から上記1の通知の求めがあった区市町村については、訪問系サービスについても、事前相談を行うことを求めています。

区市町村におかれましては、事業者から事前相談があった際には、区市町村の障害福祉計画との調整を図る見地から、地域のニーズ等を伝達いただくとともに、当該ニーズ等への対応について、事業者の理解を得ていただくようお願いいたします。

3 都から区市町村への通知について

都は、通知の求めがあった区市町村において指定申請があった場合には、原則として、指定月前月の5日までに、以下の資料を通知の求めの際に登録いただいた電子メールアドレス宛に送付いたします。

（1）指定申請書（第1号様式）

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

ウ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

（2）資金収支予算書（訪問系サービスを除く。）

ア 利用者の推定数

（3）運営規程

（4）障害者総合支援法第36条第3項非該当誓約書（役員一覧）

ア 代表者の生年月日

（5）図面

4 区市町村から都への意見の申出について

上記3の通知を受けた区市町村は、指定月前月の原則15日までに、以下の事項を記載した書類を都に提出願います。

（1）意見の対象となる障害福祉サービス等の種類

（2）該当する障害福祉サービス事業所等の名称

（3）都が指定を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由

（4）条件の内容

（5）その他必要な事項

5 条件の遵守状況の確認について

都が区市町村からの意見を勘案して指定等に際し条件を付した場合、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとなっています。

意見の申出を行った区市町村におかれましては、指定等の際に付した条件の遵守状況の確認及び都への情報提供について御協力をお願いいたします。

6 事業者指定までの流れについて

別紙2「事業者指定の流れ」を御参照願います。

7 問合せ先

(1) 制度について

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 総合支援担当

電話 03-5320-4324

(2) 個別案件について

居宅介護	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
一般相談支援	
自立生活援助	
共同生活援助	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151
短期入所	
就労移行支援	京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158
就労継続支援（A型・B型）	
就労定着支援	
療養介護	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156
生活介護	
自立訓練	
児童発達支援	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374
居宅訪問型児童発達支援	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	